



KOTO City in TOKYO
スポーツと人情が熱いまち 江東区

江東区からのお知らせ

第14号

令和3年6月発行：江東区都市整備部地域整備課

不燃化特区における **支援制度延長** のお知らせ

江東区では、地震発生時に火災延焼等の危険性の高い北砂三・四・五丁目地区を対象に、「燃え広がらない・燃えないまち」をめざし、不燃化特区事業を実施しています。

令和2年度に不燃化特区制度の延伸手続きを行い、令和3年4月に東京都から不燃化特区の再指定を受けたことに伴い、江東区でも対象地区の支援制度を **令和8年3月まで延長** しました。

不燃化特区支援制度とは

- 老朽建築物の除却費用に対する助成
- 不燃化建替えの除却費用と設計・監理費用に対する助成
- 住替えの費用に対する助成
- 固定資産税・都市計画税の減免
- 専門家への無料相談 ……等



※支援制度の詳細は、**不燃化相談ステーション**までお問い合わせください。

不燃化相談ステーションのご案内



相談員が各種助成の申請に関するご案内をはじめ、建替え等に関するお問い合わせ等、さまざまなお相談にお応えしております。

【開設日時】

10:00～18:00

※定休日：水、日曜日及び祝日、年末年始等

【住 所】

〒136-0073 江東区北砂四丁目24番3号 宗清水ビル2階

【電 話】

03-6666-0580

【F A X】

03-6666-0521

このお知らせに関するお問い合わせ先

- 江東区 都市整備部 地域整備課 不燃化推進係

〒135-8383 江東区東陽四丁目11番28号(庁舎5階22番窓口)

E-mail: tiikiseibi@city.koto.lg.jp / TEL: 03-3647-9491 / FAX: 03-3647-9009

～ 江東区は、東京都と連携して「不燃化特区推進事業」に取り組んでいます。～

